

県労連一時金交渉

1月～3月の生活給を守る観点から

一時金引き下げ(△0.05月)で整理！！

再任用教職員は改定なし！

月例給等を含めた一体的闘争を継続！

10月20日の県人事委員会勧告を受け、30日に県労連幹事団交渉を行い、県当局から一時金の引き下げ提案がありました。

11月5日10:00より県労連は幹事会協議を行い、一時金だけの決着は困難と認識しつつも、今後の月例給等の交渉を含めて一体的な闘争とすることと以下の3点を理由に、11月議会での条例改正を了承することを確認しました。

- ①県労連はこれまでも県当局に対して「人権尊重」を要請してきており、月例給の勧告が不透明な状況のなか、交渉を延期し条例化しないことは得策とはいえない。
- ②12月の一時金で調整しない場合、2021年1月～3月の月例給で調整することが想定され、月例給はより生活給としての意味合いが強いことから避けるべきである。
- ③月例給と諸手当、休暇などの労働条件に関する交渉は「確定期交渉」として、これから行われる「県人事委員会勧告・報告」の後に行うことになるが、越年交渉とならざるを得ない。交渉時間が限られているので、労働条件等全てを交渉できる保証がない。

11月5日、13:00より県労連幹事団交渉を再開しました。

冒頭、県当局から「この間の新型コロナ禍において、最前線で、また最前線を支える立場など全職員が一丸となって、職務にあたっていることに感謝します。」との言葉と今期確定闘争に向けての議論に前向きな姿勢から、一時金は、勧告にもとづき11月議会での条例改正について、県労連として、了承することとしました。

また、県労連は、今後行われる確定闘争において①新型コロナ禍における働き方改革、②会計年度任用職員・臨時的任用職員の処遇、③不妊治療の3点に特化し、改善にかかわる交渉を行うことを県当局と確認しました。

- ・ 1 2月支給の一時金（ボーナス）を0.05月分引き下げ、期末手当の支給月数に反映。
 - ・ 再任用教職員は改定なし。
 - ・ 会計年度任用職員（非常勤職員）2021年4月に改定予定。
 - ・ 月例給については一体的闘争を継続。
 - ・ ①新型コロナ禍における働き方改革
 - ・ ②会計年度任用職員・臨時的任用職員の処遇
 - ・ ③不妊治療
- に特化した交渉を継続。

今後の確定闘争交渉の流れ

期日	勧告・交渉等	対象
1 1月下旬	県人事委員会 月例給勧告・報告	
1 2月中	県労連幹事団交渉	執行部対応
	県当局に対する署名等	各分会対応
1月上旬予定	県労連確定闘争最終交渉	執行部対応

今期確定闘争は、越年交渉が見込まれます。今後予定される月例給等の最終交渉に向けては、月例給堅持、臨任・非常勤・再任用教職員の処遇改善を求めて、県労連、神教組に結集し、署名や寄せ書きなどのとりくみが重要になります。

ともにがんばりましょう！

わたしたちの賃金はどうやって決まるの？

